

徳島県建設業退職金共済制度 取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るために実施する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、運用を定めたものである。

(建設業退職金共済証紙等の購入)

第2条 建設業退職金共済証紙（証紙貼付方式の場合）又は退職金ポイント（電子申請方式の場合）（以下、共済証紙等という。）の購入に関しては、次の表により算出される金額によるものとし、その際発行される掛金収納書を「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」（以下、「届出書」という。）に貼付又は添付し、工事の請負契約締結時に発注機関の契約担当者へ提出すること。

- 2 自社に建退共制度以外の退職金制度があるため、掛金収納書がない又は共済証紙等の購入額が少ない場合は、届出書にその旨を記載し、当該退職金制度がわかる書類（建退共制度以外の退職金制度加入証明書の写し等）を発注者に提出すること。
- 3 他工事等で購入した共済証紙等の手持ちがあるため、掛金収納書がない又は共済証紙等の購入額が少ない場合は、届出書にその旨記載すること。その場合、届出書を提出後に更に手持ちがある見込みとなる場合は、その時点の共済証紙等の手持ち金額を記載すること。なお、その記載内容について、確認ができる資料を求めることがある。
- 4 上記2又は3以外の理由で、掛金収納書がない又は共済証紙等の購入額が少ない場合は、その旨を届出書に記載すること。なお、その記載内容について、確認ができる資料を求めることがある。
- 5 契約額の増額変更等により、共済証紙等を追加購入したときは、工事完成時までに建退共制度の掛金収納書を発注機関の契約担当者へ提出すること。

工事種別 請負代金	土木	建築	設備
	一千万円未満	3.9/1000	3.5/1000
一千万円以上 ~ 五千万円未満	3.5/1000	3.0/1000	1.9/1000
五千万円以上 ~ 一億円未満	3.1/1000	2.5/1000	1.6/1000
一億円以上 ~ 五億円未満	2.3/1000	2.1/1000	1.2/1000
五億円以上	1.8/1000	1.8/1000	1.1/1000

※請負代金とは、請負契約金額（消費税相当額を含む。）をいう。

(共済証紙等の購入状況等の確認)

第3条 発注者は、共済証紙等の購入状況等を把握するため必要があると認められるときは、元請業者に対して関係資料の提示を求めることができる。

(下請業者への建退共制度加入促進)

第4条 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等をあわせて購入して現物交付(証紙貼付方式の場合)又は退職金ポイントの充当を一括して申請(電子申請方式の場合)(以下、「現物交付等」という。)することにより、下請業者の建退共制度への加入及び共済手帳への共済証紙の貼付(証紙貼付方式の場合)又は掛金の充当(電子申請方式の場合)(以下、「共済証紙の貼付等」)を促進すること。

(下請業者等への共済証紙の貼付等の徹底)

第5条 元請業者は、現場で働くすべての者に対して、退職金制度の加入状況を確認するとともに、適切な対応を行わなければならない。

(建退共制度に係る下請業者の事務の受託)

第6条 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済手帳への共済証紙の貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(共済証紙の現物交付等の確認)

第7条 元請業者は下請業者へ共済証紙を現物交付等した際に、別添様式1「建設業退職金 共済証紙現物交付等報告書」を作成すること。(フロー図①②)

2 一次下請業者が二次下請業者へ共済証紙の現物交付等した際も、様式1により報告書を作成し、元請業者へ提出すること(フロー図③④⑤)

※三次下請以下に付す場合も同様に報告書を作成し、上位の下請業者を通して元請業者へ提出すること。

3 元請業者は再下請業者から提出されたものも含めて、工事完成時に発注者へ報告書を提出すること。(フロー図⑥)

(共済証紙の貼付等の確認)

第8条 一次下請業者は工事完成時に、元請業者へ別添様式2「建設業退職金共済証紙貼付等報告書」及び別添別紙「建設業退職金共済証紙貼付等内訳書」により、共済証紙の貼付等の状況を報告すること。(フロー図①)

2 元請業者は工事完成時に自社貼付分に加え、様式2の「下請貼付等報告分」の欄に一次下請業者からの報告分も記載し、発注者へ提出すること。また、別紙についても、元請業者が下請け業者分を集約し、自社分とあわせて発注者へ提出すること。(フロー図②)

※二次下請以下の業者が存在する場合も同様に扱うものとする。

(履行状況確認後の発注者の対応)

第9条 建退共制度の履行状況を確認した結果、著しく不適切な処理を行っていることが確認された場合、発注者は受注者に対して指導を行う。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

建設業退職金共済証紙現物交付等報告・貼付等報告フロー図

